

福井市新しい総合事業に関するQ&A(H29. 1. 17)

No.	分類	項目	質問	回答	発出日
	全般・共通	地域区分	新しい総合事業において1単位あたりの単価は市外事業所の場合にも福井市の単価を利用するのか。	1単位あたりの単価は事業所が所在する市町村の地域区分に従う。※福井市は7級地、坂井市や鯖江市はその他になる。 みなし事業所が、みなし事業所のためのサービスコード、つまり、訪問型サービスの場合はA1のコード、通所型サービスの場合はA5のコードを利用して国保連に請求する場合に、地域区分はその事業所の所在地の市町村の地域区分となる。しかし、福井市の場合はみなし事業所であっても、訪問型サービスの場合にはA2、通所型サービスの場合はA6のコードを利用して請求を行っていただくため、事業所の所在地にかかわらず、この場合の地域区分は福井市の地域区分(7級地)となる。そのため、みなし事業所の場合についても「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」とその「別紙1-4」(※7級地に○をつける)をご提出願いたい。 また、みなし事業所以外の予防給付相当サービス事業所、基準緩和サービス(A型)事業所、短期集中予防サービス事業所については、福井市の地域単価(7級地)を利用していただくことになる(H29.1.3回答を訂正)。	H29.1.17
	通所型サービス	個別計画の作成2	H28.8.12の回答において、通所型A型サービスにおいて「利用者の自立支援を妨げない場合には個別計画の作成する必要はない」ということだが、具体的にはどのようなケースか。	H28.8.12の回答にある通り、個別計画を作成し、目標の設定や目標達成状況の把握等を行うことが原則的には利用者の自立支援につながると思うが、今回通所型A型サービスは新たなサービスであるため、個別計画の作成を必要としない案件も発生しうるのではないかとということである。個別計画が必要ないと思われる場合には、個別にご相談されたい。	H29.1.17
	通所型サービス	利用回数	ケアマネジャーが週1回程度の利用が妥当と判断しても、本人や家族が週2回の利用を希望したときには週2回の利用は可能か。	利用者や家族の要望をそのままケアプランに反映させるだけでは、適切なケアマネジメントを実施しているとはいえない。	H29.1.17
	通所型サービス	C型指導者要件	短期集中予防サービスを日時を限定して実施する場合、通所介護の個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)の加算を取得する際に届出している理学療法士等は短期集中予防サービスの運動器の機能向上プログラムにあたる指導者(運動器指導者)となることができるのか。	通所介護の個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定する条件をそれぞれ満たした上で、加算を算定する曜日と異なる日に短期集中予防サービスを行うことなどにより、短期集中予防サービスの運動器指導者として配置することは可能である。ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)で認められている「あん摩マッサージ指圧師」は短期集中予防サービスの運動器指導者の対象資格ではないので注意されたい。	H29.1.17
	通所型サービス	入浴サービスの実費徴収2	H28.12.20の回答で、通所型A型サービスで、「入浴介助を必要としないで入浴サービスを利用する場合もありうる」とは具体的にどのような場合を想定しているのか。また、場所だけ提供して、見守り等の介助なしで入浴中事故が起きた場合の責任の所在はどうなるのか。	具体的には、医療的疾患等がないが、家に風呂がない、家の風呂だと浴槽が深すぎる等の理由で、通所型サービスで入浴を利用する必要がある場合が考えられる。また、通所型A型サービスにおいても、サービス提供にあたっては、事業者には、利用者の心身状況を把握する義務があり、従業者等は緊急時に適切な対応を行う義務がある。	H29.1.17
	通所型サービス	入浴・排泄介助	通所型A型サービスとして、利用者の希望があった場合、入浴介助や排泄介助を行うことは可能か。	通所型A型サービスにおいては、身体介護は含まれないので、入浴介助や排泄介助は利用者の希望があっても行うことはできない。	H29.1.17